

最近の税務行政を取り巻く環境は、非常に変化が激しく、かつ困難も増してきている。

このような環境の変化の中、「適正公平な課税と徴収の実現」という国税庁の使命を果たすため、最大限、人的・物的資源を投入してその達成に努めていくとともに、納税者の理解と信頼を得ていきたい。

間もなく迎える平成21年分の確定申告期においては、多くの納税者と広く接することができる貴重な機会であると捕らえ、様々な施策に取り組んでいくこととしている。

特に、e-Taxの普及については、法定調書の提出での利用に加え、この確定申告期における利用が大きなポイントになると考えている。

私どもとしては、e-Taxの普及が納税者利便の向上だけでなく、事務の効率化を通じて社会全体のコストを下げっていくことにつながっていくものであるとの観点から、本年においても、普及拡大に向けた取組をより一層強力に推進していくこととしている。

また、書面添付制度については、税務の専門家である税理士の皆様の出場を尊重し、税務行政の円滑化・簡素化に寄与するものであるとともに、納税者全体のコンプライアンスの維持向上にも資する制度であるとの観点から、更なる普及・定着を図っていくこととしている。

目前に迫った確定申告期を乗り切っていくため、様々な施策を講じていくので、近畿税理士会の皆様方におかれても、税の専門家立場から存分に御活躍されるよう心より御期待申し上げます。

池田隼啓日税連会長

昨年8月30日の政権交代では、自民党が16年ぶりに二度目の野党になった、また「平成の維新」であるとの報道があった。政治が「官僚主導」から「政治主導」に大きく変革しつつあるが、我々にとっては税制改正のプロセスの変更が注目される。各省庁による意見募集やヒアリングの公開等が実施され、また従

前は政府税調及び与党税調から出ていた税制改正大綱が新政府税調に一本化された。税制・税務行政の改善について、国民納税者の視点で提言することが我々の社会公共的使命と認識しており、公平、中立、簡素な税制の確立と申告納税制度の維持発展のため意見を表明していく。昨年12月22日公表された大綱では、かねてより要望していた「特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止」が明記された。これは、全国の会員の真摯な思いと税政連の粘り強い陳情活動の賜物と、厚く御礼を申し上げます。

司法制度改革等による法曹人口の急増、公認会計士法改正による試験合格者の急増等、業界を取り巻く状況も大きく変化している今、社会から信頼される税理士制度構築のためにも税理士法改正が必要である。「税理士

法改正に関するプロジェクトチームによるタカキ台」について、広く会員からの意見を聴取し、取りまとめを行った後、国税庁、主税局に対し協議機関の設置を依頼し取り組んでいきたい。

規制改革会議は、資格者団体の強制加入制度の見直しに加えて、法務・資格分野の課題として、業務範囲の見直しを促進すべき例として「税理士と公認会計士の相互参入」を取り上げているが、これには反対である。

国民に対し、安心してより高度な専門的サービスを提供するためにも、また社会的な秩序を維持するためにも、社会をむやみに混乱させる、行き過ぎた規制改革は断固として反対しなければならぬ。会員の皆様には更なるご理解とご支援を賜りたい。



日本税理士会
連合会会長
池田 隼啓 氏

つきましては、確定申告期における個人事業者等への申告指導を行うに当たり、適正な源泉徴収と期限内納付の励行についても、確実に指導いただくようお願い申し上げます。

なお、源泉所得税に関するパンフレットや各種申請・届出書は、国税庁ホームページからダウンロードできますので、指導の際に活用してください。



確定申告期の期限内納付指導について

確定申告期を迎えるに当たり、関与先の納税者をはじめ、税務支援対象者等に対する税務指導などの機会を通じて、納期限及び口座振替日の周知等の期限内納付指導を行っていただくようよろしくお願いいたします。

特に、申告所得税及び消費税については、「安全・便利・確実」な口座振替制度の利用について一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

○ 納期限及び口座振替日

税 目	納 期 限	口座振替日 (振替納税利用の方)
申告所得税	3月15日(月)	4月22日(木)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	3月31日(水)	4月27日(火)
贈 与 税	3月15日(月)	